

(仮称) 飛鳥の宮都散策マップ制作業務委託 仕様書

この仕様書は、明日香村（以下、本村という。）が発注する下記の業務に関し、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めたものである。

1. 業務名

(仮称) 飛鳥の宮都散策マップ制作業務委託

2. 業務の目的

飛鳥時代に天皇の宮が営まれた飛鳥宮跡は、世界遺産「飛鳥・藤原の宮都」として、令和8年の登録を目指している。周辺には、同じく世界遺産を目指す石舞台古墳や酒船石遺跡、飛鳥寺、飛鳥水落遺跡などが存在する。また、平成27年に認定された、日本遺産「日本国創成のとき～飛鳥を翔た女性たち～」の構成文化財も多数存在する。

明日香村は、文化資源を活用した文化観光を進めるため、飛鳥宮跡を核として、石舞台古墳周辺から飛鳥水落遺跡周辺までの集落内道路沿いに「にぎわいの街」づくりを進めている。

現状は、各文化遺産に直接アプローチする来訪者が多く、飛鳥宮跡周辺地区をエリアとして観光されていない状況である。さらに、本エリアは、対向スペースが少ない道路が多く、自動車による観光には適していないとともに、生活空間と密接なエリアとなっている。

本事業では、本エリアを徒步などにより周遊を促進することで、本エリアの活性化及び生活環境の向上を図るためのツールとして、徒步などによる周遊機会の創出を図る仕掛けを含んだ、散策マップを作成する。

3. 契約期間

契約締結日から令和8年8月31日（月）まで

4. 履行場所

高市郡明日香村

5. 業務内容

（1）企画・編集

- ・全体コンセプト、デザインテーマの提案
- ・本エリアへのアプローチの掲載における提案
- ・徒步などによる周遊促進のための仕掛けづくりの提案
- ・イラストマップの原案作成

（2）情報整理

- ・掲載する文化資産等の整理
- ・掲載する周遊するための交通手段等の整理
- ・掲載する店舗等の整理等

（3）掲載に必要な写真撮影（必要に応じ、明日香村が所有する画像の提供は可能）

（4）掲載に必要なイラスト作成

- (5) デザイン・イラストマップ作成
 - ・イラストマップの作成及び掲載する文章の作成
 - ・パンフレットの構成及びデザイン
 - ・体裁：A2 サイズ／両面印刷／4つ折りなど屋外観光で持ち運びに適した設計にすること
- (6) 多言語対応をすること
- (7) 本エリア以外の世界遺産構成資産へのアプローチも掲載すること
- (8) 印刷
- (9) 進行管理

6. 関係法令等の遵守

受託者は、本業務の実施にあたっては、地方自治法をはじめとする関係法令、明日香村関係の条例・規則等を遵守し、適切に遂行すること。

7. 受託者の義務

受託者は、契約の履行にあたっては、業務の目的を十分に理解し、最も優れた技術を発揮するよう努めなければならない。

8. 打合せ協議等

受託者は、本業務の内容及び範囲について本村と十分打合せを行い、本業務の目的を達成すること。

受託者は、本業務の進捗状況に関して、隨時本村へ報告するとともに、本業務における打合せ及び協議した事項について、都度、議事録を作成し、本村に提出するものとする。

打合せは、計3回は最低行うものとし、統括責任者が立ち会うものとする。なお、業務中に発生する簡易な質疑応答等は打合せ回数に含めないものとするが、簡易な質疑応答であっても、業務内容の方向性等に影響するような質疑応答や指示があった場合には、議事録を作成し提出するものとする。

9. 資料の貸与

本業務の遂行にあたり、貸与を受けた資料についてはリストを作成し、業務完了とともに返納するものとする。

10. 秘密の保持

受託者は、業務上知り得た事項については、第三者に漏らしてはならない。また、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

11. 再委託

再委託（再々委託を含む）がある場合は、事前に再委託承認申請書を提出し、本村の承認を得ること。

12. 疑義

受託者は、業務内容に疑義が生じたときは、速やかに担当職員の指示を受けるもの

とする。

1 3 . 提出書類

(1) 受託者は、業務の着手に際して、下記の書類を提出するものとする。

- ①着手届
- ②実施体制（配置する担当者の資格や経歴を含む）
- ③実施工程表

(2) 受託者は、業務の完了に際して、完了届を提出するものとする。

1 4 . 統括責任者

受託者は、本業務を円滑に遂行するために、契約締結後速やかに統括責任者を選任し、本村へ届出すること。

1 5 . 審査及び引渡し

(1) 受託者は、業務完了時に発注者の審査を受けなければならない。その時、明らかに受託者の責めに伴う業務の瑕疵があった場合、受託者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

(2) 業務の審査に合格後、本仕様書に指定された成果品一式を納品し、本村の検査員の検査をもって業務の完了とする。

1 6 . 成果品

業務が完了したときは、次の成果品を提出し、完成検査を受けるものとする。

- ・(仮称) 飛鳥の宮都散策マップ 5,000 部（日本語+英語併記版）
- ・電子データ（Ai 形式、PDF 形式）
- ・マップを制作するにあたり受託者が撮影・使用した画像データ
- ・写真、イラスト等使用素材の権利処理が発生する場合はその記録を提出すること。

1 7 . 著作権

(1) 本業務により制作されたマップ及びこれを構成する文章、写真、イラスト、地図、デザインデータ等（以下「成果物」という）に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、委託者に帰属するものとする。

(2) 受託者は、成果物について、国内外・期間・利用媒体を問わず委託者が自由に複製、改変、翻案、翻訳、公衆送信等を行い、二次的著作物を作成・利用することを妨げないものとする。

(3) 成果物を構成する写真・イラスト・地図データ等の第三者著作物を使用する場合には、受託者が事前にその利用許諾を得て、追加費用を伴わない形で委託者による上記利用が可能であることを保証し、当該許諾状況を一覧表として成果品に添付するものとする。

(4) なお、本業務に関連して第三者から著作権その他の権利侵害に関する請求又は紛争が生じた場合は、その原因が専ら委託者に帰すべきものを除き、受託者の責任と負担において解決するものとする。